

運輸業のみなさまへ

# 運輸業の働き方改革に向けて ～ 猶予期間 1 年を見据えて～

令和 6 年 4 月 1 日から

**自動車運転手**についても**罰則付きの**  
**時間外労働の上限規制が適用されます**

つまり臨時的な特別な事情で、労使が合意する場合でも以下を超えられなくなります。

**☑年 9 6 0 時間以内** (休日労働を含まない)

なお、以下については適用されません。

時間外・休日労働の合計が☑月 1 0 0 時間未満、☑2～6 月平均 8 0 時間以内

法律で定められた労働時間・休日に関する原則

労働時間の限度：1 日 8 時間及び 1 週 4 0 時間

休日：毎週少なくとも 1 日

これを超える場合

あらかじめ 3 6 協定の締結、  
監督署への届出が必要

令和 6 年  
3 月 3 1 日まで

様式 9 号の 4 による  
届け出が必要

令和 6 年  
4 月 1 日から

様式 9 号の 3 の 4 若しくは  
様式 9 号の 3 の 5 による届け出が必要

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



厚生労働省北海道労働局室蘭労働基準監督署

問い合わせ先 0143-23-6131